

○厚生労働省告示第四百二十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者の氏名を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成三十年十二月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
ユーロフイン・フードア ンドプロダクト・テス ティング株式会社	三井 伸悟	楠 祐也	平成三十年三 月三十日
一般社団法人長野県食品 衛生協会	小池 義一	本多 建明	平成三十年六 月十二日
一般財団法人山形県理化 学分析センター	大石 俊樹	服部 智彦	平成三十年六 月二十五日
一般財団法人化学物質評 価研究機構	今田中伸哉	細川 幹夫	平成三十年六 月二十七日
株式会社キユーサイ分析 研究所	高橋 隆治	田坂 貢一	平成三十年七 月十七日
公益財団法人日本食品油 脂検査協会	板橋 豊	和田 俊	平成三十年七 月三十一日